

「2021年度豊岡観光データ収集基盤開発及びダッシュボード作成業務」 における公募型プロポーザル募集要綱

1 目的

この要綱は、「2021年度豊岡観光データ収集基盤開発及びダッシュボード作成業務」契約候補者選定について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

2021年度豊岡観光データ収集基盤開発及びダッシュボード作成業務

(2) 背景

- ① 兵庫県豊岡市には数多くの観光地がある。なかでも城崎温泉は「まち全体が一つの温泉旅館」をコンセプトに、観光地経営を行っている。
- ② 本コンセプトによりアナログ的に観光地経営を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、まち全体の宿泊状況を即時性をもって客観的なデータで把握するなどデジタルな観点で経営手法をアップデートする必要がでてきた。
- ③ 特に、実態に即した対策を行うためには、エリア全体の予約状況をリアルタイムで把握することが必要であり、行政・DMOが一体となって、データ活用による施策立案や地域観光マネジメントの実現、さらには顧客満足度の向上を行うことが急務となっている。
- ④ また、コロナ禍における感染症対策などオペレーションの負荷増大や恒久的な人手不足など様々な課題が浮き彫りになった。
- ⑤ このことから以下の課題が挙げられる。
 - ア 宿泊者データの管理、先々の予約情報の収集、来訪者の周遊情報取得
 - イ リアルタイムなデータ分析による地域の現状に即した施策の即時立案
 - ウ 周遊促進、消費活性化
 - エ コロナ感染症対策など事業者側のオペレーション負荷軽減
 - オ 顧客満足度の更なる向上

(3) 目指すべき姿

- ① 来訪者数増加、消費額向上による地域経済が活性化し、お客様満足度向上による再訪問によって、豊岡市における観光産業が持続的に発展している。
- ② 地域のリアルタイムな現状に即して、観光施策を迅速に立案して実施する。
- ③ 本年度以降の継続的な宿泊者データ収集を基盤とした、満足度向上に繋がるサービスの展開や、地域全体の需要予測等に基づく消費単価向上による地域全体の経済活性化を図る。

- (4) 業務の目的
- ① 地域全体の宿泊予約データをタイムリーに把握し、効率的で効果的なマーケティングを行うとともに、観光事業者に必要なデータを提供しながら、観光地マネジメントすることにより、地域全体の収益性を高め、経済波及効果を増加させる。
 - ② 複数年度に渡る様々なサービスのデジタル化を通じて、来訪者の利便性を向上させ、満足度を上げていくことにより、ロイヤルカスタマーを育て、持続的な地域全体の発展につなげる。
- (5) 業務内容
別紙「2021年度豊岡観光データ収集基盤開発及びダッシュボード作成業務 仕様書」のとおり
- (6) 業務期間
契約締結日から2022年3月31日まで

3 契約候補者選定

- (1) 選定方法
公募型プロポーザル方式
- (2) 選定スケジュール

項目	期日
公募開始	2021年9月3日（金）
企画提案に関する質問書提出期限	2021年9月8日（水）正午
企画提案に関する質問書回答	2021年9月10日（金）掲載予定
参加申込書の提出期限	2021年9月10日（金）17:00
参加資格審査結果通知日	2021年9月15日（水）
企画提案書提出期限	2021年9月22日（水）
第1次審査(書類審査)の実施	2021年9月27日（月）
第1次審査(書類審査)結果通知	2021年9月28日（火）
第2次審査(ヒアリング)の実施	2021年9月29日（水）～10月6日（水）
最終審査結果の通知	2021年10月8日（金）
契約締結	2021年10月 上旬
業務着手	2021年10月 中旬

4 プロポーザルの参加資格

- (1) 本案件への応募者は、次に掲げる各号の全てに該当するものとする。
- ① 複数（10施設程度）の宿泊施設の宿泊データを複数年（概ね3年以上）にわたって収集・蓄積している実績があること

- ② 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体等でないこと
- ③ 豊岡市暴力団排除条例（平成24年豊岡市条例第32号）第7条に規定する措置の対象に該当していない者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続き開始の申し立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者
- ⑤ 民事再生法（平成11年法第225号）の再生手続き開始の申し立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画許可決定がなされていない者
- ⑥ 事業の実施にあたり、一般社団法人豊岡観光イノベーション（以下、「当法人」）や宿泊施設等との打ち合わせなどに適切に対応できること
- ⑦ 業務内容について守秘義務を遵守できること
- ⑧ 複数の者がグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること
 - ア 代表者を選出し、応募等委託者とのやり取りについては代表者が行うこと
 - イ 申請書の記名押印等については、全ての構成者が行うこと
 - ウ 申請については、1者につき1提案に限る。また、グループの構成者は他のグループの構成者となり又は単独で申請を行うことはできない。
 - エ なお、代表者及びその構成者は上記の①～⑦のすべてを満たすこととする。

5 募集内容とプロポーザル参加手続き

(1) プロポーザル参加申込方法

プロポーザルに参加を希望する者は、提出書類に必要事項を記入し、以下のとおり提出すること。

① 提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号） 1部
- イ 会社概要及び業務実施体制調書（様式第2-1, 2-2号） 1部
※会社概要が分かるパンフレット類を付すこと
- ウ 直近の貸借対照表、損益計算書 各1部（様式任意）
- エ 実績調書（様式2-3号） 1部
- オ 誓約書（様式3号） 1部
※様式については、提出日時点において記載すること

② 参加申込書提出期間

2021年9月3日（金）から9月10日（金）17：00まで

③ 提出方法

- ア 電子メールにより提出すること

提出先のメールアドレスが受信した日時をもって提出完了日時とする。

件名の冒頭に【参加申込】と付記すること。

メール送信後、確認のため速やかに電話連絡すること。

④ 提出先

(一社) 豊岡観光イノベーション

メール：dx_team@toyooka-tourism.com

TEL：0796-21-9002（休日を除く9:00～17:00）

⑤ 提出書類様式の配布方法

当法人の公式Webサイト内に掲載する様式をダウンロードして使用すること。

(2) 参加資格審査

上述4に規定する参加資格の有無を審査する。

なお、全応募事業者に対し、参加資格の審査結果を2021年9月15日（水）までに電子メールにて通知する。併せて、その内容を書面にした文書を発送する。

(3) 辞退届の提出

参加申込後、都合によりプロポーザルを辞退する者は、辞退届を次のとおり提出すること。

① 提出方法

ア 持参、郵送または電子メール添付送付により提出すること。

イ 電子メールの場合は、件名の冒頭に【辞退】と付記すること。メール送信後速やかに電話連絡すること。

② 提出書類

ア 参加辞退届（様式第6号）

③ 提出先

豊岡観光イノベーション

メール：dx_team@toyooka-tourism.com

TEL：0796-21-9002（休日を除く9:00～17:00）

6 公募内容説明会について

公募内容説明会は実施しない。

7 公募内容に関する質疑応答

(1) 質問方法

公募内容に関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

なお、本業務の応募に必要と判断される質疑のみ受け付けるものとする。

① 提出書類

質問書（様式第4号）

② 受付期間・受付時間

2021年9月3日（金）から9月8日（水）12:00まで

③ 提出方法

電子メールで送信するものに限る。

電話、ファクシミリ、郵送又は口頭による質疑は一切受け付けない。

電子メールの件名の冒頭に【質問】と付記すること。

メール送信後速やかに電話連絡すること。

④ 提出先

(一社) 豊岡観光イノベーション

メール：dx_team@toyooka-tourism.com

TEL：0796-21-9002（休日を除く9:00～17:00）

(2) 回答方法

質問に対する回答は次のとおりとする。

① 回答方法

当法人の公式WEBサイト（本件の募集ページ）に、質疑内容とその回答を掲載する。質問者は公表しない。

② 回答日

2021年9月10日（金）17:00までに掲載予定

8 応募者が1者である場合の措置

(1) 応募者が1者であっても、企画審査を実施する。

(2) 応募者がいなかった場合は、再度募集し、参加表明に関する書類の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

9 企画提案書の提出

(1) 提案書

① 企画提案書（様式第5号）

※ただし、企画提案書の記載項目を満たしていれば、A4版20ページ以内の任意様式でも可

② 見積書（様式任意）

別紙「仕様書」記載の「4. 業務概要」を参考に、業務項目ごとの内訳を記載すること。なお、2022年度以降に基盤運用にかかるランニングコストについても概算を明記すること（下述10の予算額とは別予算とする）。

(2) 提出部数

① 8部（正本1部、副本7部）

② 電子データを納めたCD-RまたはDVD-R 1部

※ウイルスチェックを確実に実施すること

(3) 提出受付期間

- ① 2021年9月3日（金）～9月22日（水）まで
休日を除く9:00～17:00までとする。
- ② 郵送による提出の場合は9月21日消印まで有効とする。

(4) 提出先及び提出方法

- ① 〒668-0041 兵庫県豊岡市大磯町1番79号
但馬地場産業振興センター 5階
豊岡観光イノベーション 担当：一幡、石本
TEL：0796-21-9002 FAX：0796-21-9113
Eメール：dx_team@toyooka-tourism.com
- ② 持参又は郵送により提出すること。ファクシミリ、電子メールによる提出は受け付けない。なお、郵送の場合は、提出受付期間内必着とし、投函後速やかに電話連絡すること。

(5) 注意事項

- ① サイズは原則A4版とし、左上1箇所をホチキス止めすること。
- ② 当本部が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

10 予算額

30,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

11 候補者の選定方法

(1) 選定委員会

当法人が設置する選定委員会において審査を実施して選定する。また、外部からの影響を排除し、応募された提案に含まれるアイデアやノウハウ等の情報管理を行う観点から非公開で行う。

(2) 審査方法

① 第1次審査

参加資格を満たすと判断された事業者に対し、書類審査を行う。各委員の評価点を合計し、得点の高い順に3者程度を第2次審査の対象事業者とする。

ア 第1次審査結果及び第2次審査開催日時の通知

(ア) 通知時期

2021年9月28日（火）予定

(イ) 通知方法

電子メールで通知する。

② 第2次審査(プレゼンテーション等による最終審査)

第1次審査を通過した事業者に対して、第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)を行う。

ア 開催日

2021年9月29日（水）～10月6日（水）のうち、第1次審査通過者と調整し、開催する。

※都合により変更する場合がある。

イ 開催場所

市内某所（第2次審査開催日時の通知時に指定する）

※状況によっては、WEBシステムでのプレゼンテーションとする。

ウ 出席者

1事業者あたり3名までとする。

エ 説明事項

(ア) プレゼンテーションは、提出した企画提案書で説明を行うこと。

(イ) 追加資料の配布や企画提案書の差し替えは認めない。

オ その他

(ア) プレゼンテーションは、20分程度、その後ヒアリングを20分程度行う。

(イ) プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、プロジェクターとスクリーン、プロジェクターとパソコンの接続用VGA端子ケーブルとHDMI端子ケーブルは当法人が用意する。

③ 最終契約候補者及び次点者の選定

ア 審査基準に基づき、選考委員会による総合的な評価をもって契約候補者及び次点者を選定する。

イ 評価点数は、第1次審査と第2次審査の合計点とする。評価点数が同じ場合は、重視する審査項目の得点及び提案内容を総合的に評価したうえで、順位を決定する。

ウ なお、評価点数の満点は100点とし、60点に満たない場合は、最高評価点数を獲得しても契約候補者とししない。その場合、再度募集を行う。

(3) 最終審査結果

① 最終審査結果は、第2次審査参加者全てに2021年10月8日（金）までに電子メールにて通知するとともに、書面で通知する。また、当法人公式WEBサイトにおいて契約候補者及び次点者を公表する。なお、審査結果等に関する問合せおよび異議申し立ては受け付けない。

※審査後、最優秀提案者には提案内容について事務局から一定の条件を付す場合がある。

※事業実施においては、提案内容をベースに実施することとするが、内容及び時期については、協議のうえ変更する場合がある。

1 2 審査基準

本プロポーザルは、以下の基準に基づき審査する。

●第1次審査（書類）

審査項目	審査事項	重要度
見積金額	費用面の相対的評価を行う	
業務遂行能力	業務スケジュールは妥当か、遂行できる能力や体制はあるか、経営が継続して行われているか 等	○
業務の理解度	業務の趣旨や目的、豊岡市の観光に関する現状と課題を理解しているか 等	○

●第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

審査項目	審査事項	重要度	
提案内容	妥当性	本事業の目的に沿った提案となっているか 等	○
	実現性	宿泊施設からデータを収集する仕組みが現実的なものとなっているか 次年度以降も継続性がある仕組みづくりになっているか 等	○
	実効性	コミュニケーションを円滑に取れるか スケジュールを含め、実現可能な提案内容になっているか アジャイルな対応が可能か 等	○
	優位性	データや追加機能の拡張性を担保する設計や開発方法を意識しているか 次年度以降のランニングコストが大きな負担になっていないか 旅館にとって負担がないか ダッシュボードのUI/UXを意識しているか 等	
リスクへの対応	収集データの管理に関するセキュリティ対策は万全か 個人情報漏洩した場合の問い合わせ対応の想定ができていないか 等	◎	
体制	開発人員の確保、指示系統、教育・研修・利用に関する問い合わせ体制が十分に確保されているか 等		
過去の実績	宿泊に関連するデータを収集した実績があるか 収集したデータを用いて宿泊に関する施設の売上増加に貢献するなど、活用している実績があるか 等	◎	

1 3 失格事項

(1) 契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を契約候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できない。また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

- ① 契約締結までに参加資格を満たさなくなったもの。
- ② 必要書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかった場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
- ③ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ④ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- ⑤ 書類等の提出、回答、報告等、当法人が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
- ⑥ 提出した書類等に虚偽の記載があった場合
- ⑦ 参考見積書の金額が、予算額を超える場合
- ⑧ 参考見積書の金額と内訳書の金額が一致しない場合
- ⑨ プレゼンテーションに理由なく遅刻、欠席した場合
- ⑩ 談合その他の不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続を妨害する行為等と当法人が判断した場合

1 4 契約

(1) 手続の進め方

- ① 契約候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。
- ② なお、事業者は契約時にあらためて見積書を提出するものとする。

(2) 仕様等の確定

- ① 仕様等については、契約候補者の選定をもって当該企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。
- ② 協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更又は削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとする。
- ③ 契約金額は、企画提案時に提出した見積額を超えない額とする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、協議のうえ決定するものとする。
- ④ 契約の締結に際し、応募書類の記載事項に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しない又は契約を解除することがある。また、当法人が被った損害について損害賠償請求を行うことがある。

15 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提案内容の著作権は提案者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。
- (6) 企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。
- (7) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

【提出、問合せ先】

〒668-0041 兵庫県豊岡市大磯町1番79号 但馬地場産業振興センター 5階

豊岡観光イノベーション 担当：一幡、石本

TEL：0796-21-9002 FAX：0796-21-9113 Eメール：dx_team@toyooka-tourism.com